

土壤汚染調査技術管理者に係る経過措置の終了について



土壤汚染対策法(以下「法」)に基づく土壤汚染調査技術管理者の経過措置期間が平成 25 年 3 月 31 日で終了し、法に基づく指定調査機関は、技術管理者試験に合格し技術管理者証を交付された技術管理者を設置しなければなりません。

今般、この経過措置の期間の終了に伴い、必要となる手続きや方針等は以下の通りです。

- (1) 継続して指定調査機関として業務を行う場合の手続き
- (2) 指定調査機関としての業務を廃止する場合の手続き
- (3) 技術管理者証交付済み指定調査機関の公表
- (4) 平成 25 年度にまたがる土壤汚染状況調査等の引継ぎ等について

土壤汚染調査技術管理者に係る経過措置期間の終了に伴う手続き等についての詳細は、以下に示されています。

土壤汚染調査技術管理者に係る経過措置期間の終了に伴う手続き等について:

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=21416&hou_id=16245

当社では、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関として土壤汚染調査や土壤の分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2013 年 1 月 28 日付 環境省ホームページ

土壤環境箇所 明石康伸